

○小金井市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月2日条例第18号

改正

平成14年7月31日条例第23号

平成20年9月26日条例第20号

平成25年2月15日条例第3号

平成26年3月7日条例第1号

平成28年3月30日条例第23号

小金井市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、小金井市議會議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（小金井市議会基本条例（平成28年条例第23号）第7条に規定する会派をいう。以下同じ。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、会派に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額30,000円を乗じて得た額を上期（4月から9月まで）と下期（10月から翌年3月まで）の年2回に分けて交付する。ただし、一般選挙後の最初の月の基準日は、20日とする。

2 政務活動費は、上期及び下期の最初の月に、当該期に属する月数分を交付する。ただし、議員の任期が満了する最終月の政務活動費は、交付しない。

3 上期又は下期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名もしくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の15日に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合はその翌日とし、一般選挙後の最初の交付日は市長の定める日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

**第4条** 政務活動費の交付を受けた会派が、上期又は下期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、上期又は下期の途中において解散した場合は、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第5条** 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情等の、会派として市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(会派代表者及び経理責任者)

**第6条** 会派は、会派の代表者（以下「代表者」という。）を置くものとし、政務活動費の交付を受けようとする会派は、政務活動費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、代表者は、収支報告書に関係書類（領収書又はこれに準ずる書類を含む。以下同じ。）を添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、代表者であった者は、解散の日から20日以内に収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

**第8条** 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存)

**第9条** 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び関係書類を、当該政務活動費が交付された年度の翌年度の初めから起算して5年間保存しなければならない。

(透明性の確保)

**第10条** 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び関係書類について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

#### 付 則（平成14年7月31日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後的小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

#### 付 則（平成20年9月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後的小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の規定（中略）は、平成20年9月1日から適用する。

#### 付 則（平成25年2月15日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後的小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前的小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

#### 付 則（平成26年3月7日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後的小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施

行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

**付 則**（平成28年3月30日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後的小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

**別表**（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取等の活動に要する経費
要請及び陳情活動費	会派が関係機関に対する要請及び陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動に必要な会派控室で使用する事務用消耗品及び備品等の購入等に要する経費